

令和3年5月28日

推薦団体代表者 様

令和3年度長野市産業振興功労（技能功労）者被表彰候補者の推薦に関する
送付資料の不足について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素、本市の産業振興につきましては、格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年5月25日付3商工労第73号でご依頼しました令和3年度長野市産業振興功労（技能功労）者被表彰候補者の推薦に関しまして、送付文に同封すべき、資料「長野市技能功労者表彰実施要領」の添付を亡失してしまいました。ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。

本通知に同封しました「長野市技能功労者表彰実施要領」第4の要件をすべて満たす方を被表彰候補者としてご推薦くださいますようお願いいたします。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市商工労働課雇用促進室

担当：奥田 雅史

（電話）224-7492 （FAX）224-5078

（Eメール）koyou@city.nagano.lg.jp

長野市技能功労者表彰実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市表彰規則（平成16年長野市規則第47号）第7条の規定に基づき、技能者の技能向上、意欲の増進及び後継者の育成により産業の発展を図るため、長野市表彰規則事務取扱要領第3条に規定する、技能を通じて産業の発展、後継者の育成に寄与した者（以下「技能功労者」という。）を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2 技能功労者として表彰するものは、別表に定める者とする。

(推薦者)

第3 被表彰候補者を推薦することができるものは、市内産業の職業別又は職種別等の団体の代表者（以下「推薦者」をいう。）とする。ただし、被表彰候補者が代表者のときは、代表者に代る者を推薦者とするものとする。

(被表彰候補者)

第4 推薦者は、次の各号のすべての要件を備えている者のうちから被表彰候補者を選定し推薦するものとする。

- (1) 表彰が行われる日現在において、市内に住所を有し、主として市内で職業に従事（就業上の地位を問わない。）している者
- (2) きわめてすぐれた技能を有し、市内を通じ当該技能について第1人者と目されている者
例えば製作又は、建造をしたその物が、市内にある同種のものに比し、品質形状等が抜きんでている等の事績を有していることなどをいう。
- (3) 技能を通じて産業の発展、後継者の育成に寄与した者、技能に関する工夫改善等によって産業の発展に寄与した者、又は技能者の教育訓練にたずさわりの若しくは後継技能者の指導を行う等技能者の育成に寄与した者であること。
- (4) 現に従事している職種に、おおむね30年以上の経験を有し、かつ満60歳以上の者
- (5) 他の技能者の模範と認められる者

2 卓越技能者厚生労働大臣表彰及び、卓越技能者長野県知事表彰の授賞者に対する表彰は行わないものとする。

(推薦手続)

第5 推薦者が、被表彰候補者を推薦する場合は、市長に長野市技能功労者推薦書（様式第1号）を提出するものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

金属材料製造作業者

精密機械器具組立・修理作業者

輸送機械組立・修理作業者

織物製品製造作業者

窯業・土石製品製造作業者

パルプ・紙製品製造作業者

飲食物品製造作業者

その他の作業者

金属加工作業者

電気機械器具組立・修理作業者

製糸・紡織作業者

建設作業者

木・竹・草・つる製品製造作業者

印刷・製本作業者

その他の技能工・生産工程作業者